あなたの保険金が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが急増しています。

トラブル1 甘い言葉で誘惑

うちがサポートすると平均100万円は皆さんもらっていますよ。支払われた**保険金の使い道は自由**です。

100万円ももらえるの!?
ぜひお願いします!

保険金は**手数料なしで申請**いただけます。

えっ! そんなにサポートの手数料をとるの!?
残ったお金では修理できないよ。

トラブル2 知らない間に詐欺に加担

被害診断から
保険金の請求まで
全てこちらに
お任せください!

もともと古くなって
壊れている箇所もあるけど、
本当に任せていいのかな…

うその理由で保険金請求すると詐欺に該当するおそれがあります。
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する業者も存在します。

「保険が使える」と言われたら!
ご自身でご加入の「損害保険会社」か「損害保険代理店」に
まず相談!

トラブル事例をYouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関するトラブルにご注意ください」
https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html

作成　一般社団法人 日本損害保険協会
協力　消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan　金融庁 Financial Services Agency　警察庁 National Police Agency　独立行政法人 国民生活センター

「保険が使える」にご用心!

あなたの身近でも増えています!

台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後に
トラブルが多くなります。

手数料は
かかりません!

保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます。

保険会社・代理店にご連絡ください。ご請求方法を詳しくご案内します。

台風や大雪による被害

地震による被害

必要なものの例:被害箇所の写真、修理見積書※

※修理見積書作成に当たっては、工務店など依頼先とのトラブルにご注意ください。

地震保険の請求に修理見積書は必要なく、より簡単に請求手続きができます。詳細な請求方法は、保険会社・代理店までお問合せください。

一般的な請求手続き方法については、
こちらからご確認いただけます。

トラブル相談が多く寄せられています。

5年前の約3倍に急増しています!

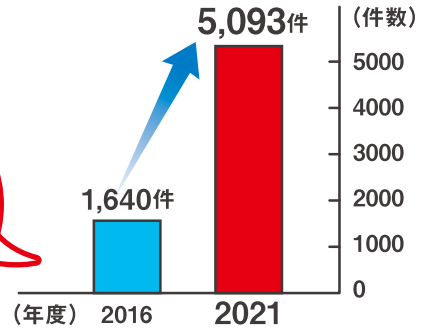

データは2022年4月30日までのPIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース)登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

ご相談事例

インターネットで、「保険金請求を行う際に必要な、災害での被害状況説明のお手伝いを行っています」と書かれたサイトを見つけ、連絡を取った。後日、事業者が自宅に来訪し、「火災保険で外壁、雨樋、ベランダの手すりの修理ができる。申請の手伝いをするが、完全成功報酬型で、保険金が支払われた時にのみ保険金の30%を請求する」という説明を受けて契約をした。その後保険金が100万円下りたので、住宅メーカーに修理を依頼したところ、70万円では修理できないといわれてしまった。
100万円の保険金に対して、30万円の報酬は高額過ぎるのではないか。

(2020年受付　40歳代　男性　関東地方)　国民生活センター相談事例をもとに再構成

損害保険に関するご相談はこちらへ

一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)<全国共通・通話料有料>
0570-022808
受付日:月～金曜(祝・休日および12月30日～1月4日除く)
受付時間:午前9時15分～午後5時
※電話リレーサービス、IP電話からは 03-4332-5241へ おかけください。

保険金詐欺の通報はこちらへ

保険金不正請求 ホットライン
専用フリーダイヤル(ふせい はつうほう) **0120-271-824**

契約トラブルに関するご相談先

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」
188(いやや)
身近な消費生活相談窓口につながります!